

「障害者差別解消法」を知っていますか？

平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、障害を理由とする差別を解消し、全ての人々が、お互いの人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障害者差別解消法とは

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。法律の対象は、行政機関および会社・店などの民間事業者としていますが、障害のある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務になります。一人一人が障害について理解し、誰もが暮らしやすい社会づくりを考えていきましょう。

不当な差別的取扱いと合理的配慮の例

不当な差別的取扱い



障害を理由とした、サービス提供の拒否や入店の拒否は禁止です。（正当な理由がある場合でも、その理由を説明し、理解を得られるよう努める必要があります。）
・車椅子を利用していることを理由に入店を断ってはいけない。

合理的配慮



障害のある方から配慮を求められたら、妨げを取り除く工夫をしましょう。
・視覚障害のある方には、読み上げによる説明をする。
・聴覚障害のある方には、筆談など音声とは別の方法で伝える。

茨城県障害者差別相談室について

茨城県では、平成27年4月1日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されており、それに伴い「茨城県障害者差別相談室」が設けられています。

【茨城県障害者差別相談室】

電話番号 ☎029-246-6049 FAX 029-246-6048
e-mail s-sohdan@bz04.plala.or.jp
受付時間 午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
場所 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

茨城県障害者差別解消相談業務について

町では、障害者およびその家族や関係者からの、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、社会福祉課において相談業務を行っています。

【茨城県社会福祉課】

電話番号 ☎029-240-7112 FAX 029-219-1026
e-mail fukushi@town.ibaraki.ibaraki.jp
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
場所 〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080 茨城町役場社会福祉課（3番窓口）

【問合せ先】社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）

10月の児童手当定例支給日のお知らせ

支給日は10月4日（火）です。

手当は、平成28年6月から9月までの4か月分です。個別に支払の通知はしませんので、請求者名義の指定された口座をご確認ください。

現況届を提出されていない方は、10月支払分は差止めとなっておりますのでご了承ください。現況届の提出があれば差止めは解除されますので、早めの提出をお願いします。

【問合せ先】子ども課 ☎029-240-7144（直通）

茨城町地域おこし協力隊による情報発信ページ

らむろん通信 vol.5

らむろん通信：涸沼のラムサール条約湿地登録と茨城町産メロンをかけて命名しました。

「Koco・de」～由来～
Ko…小鶴
co…common、community（共同体、開かれた）
de…ここでしか
という思いでつけました。



小鶴商店街に、「コミュニティスペース」「Koco・de」オープン！
こんにちは、地域おこし協力隊の井坂美咲です。今回は、小鶴商店街で行っている事業についてお知らせです。

少子化やシャッター商店街は、茨城町だけでなく、どの自治体も直面している問題です。
私は、子どもたちに茨城町での楽しい思い出を持って、大きく育てたいと思ってきました。そして、勉強をするなら楽しくできないか？。先生でも兄弟でもない大学生と話をすると、刺激になるのでは？と考えました。講師には、教員を目指す茨城大学教育実践サークル「千の星」のみなさんをお願いしました。
子どもにとっても、学生にとっても「広義の学び場」となることを目指しています。
今後は、協力隊が企画するワークショップなども行う予定です。

企画第一弾として 寺子屋をはじめました



このプロジェクトには、たくさんの方に協力いただきました。ありがとうございます！
（協賛（順不同））
小鶴区様
中多屋旅館様
坏雄一様
石川勝美様
鬼澤雄一様
小林寛宜様
野口裕司様
長谷川直哉様
福田健様
眞家康光様
松野聖史様
美野田龍敬様
和家貴之様
井坂豊店様
井坂オヌキ様
（株）関根電気様
（株）田家工業様
（株）ダイコク住設様
（株）山塗装店様
（株）田山建築様
（株）ヨコデン様
（株）ストラン美代志様
和幸工業様

【問合せ先】 地域おこし協力隊 ☎ 029-291-8802（直通）

10月は土地月間です！ ～土地取引の後には届出を！～

10月は、土地に関する様々な普及活動を行う「土地月間」です。一定規模以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法により、権利取得者（譲受人）は、土地の利用目的の審査を受けるために、**契約締結日（契約締結日を含む）から2週間以内**に、土地の所在する市町村に届出をしなければなりません。
※届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰せられる場合があります。

届出の必要な面積 市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上
届出の必要な取引 売買、交換、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等
必要書類 土地売買等届出書※、土地取引に係る契約書の写し、土地の位置がわかる地形図、土地の形状を明らかにした図面（公図）など

※茨城町のホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】 都市整備課 都市計画グループ ☎ 029-240-7116（直通）